

**(問1) ▶解答 ×**

弁護士、司法書士等でなければ、業務の一環として具体的な法律相談、法律事務、法的手続きを行ってはいけません。しかし、一般的な説明を行う行為は問題ありません。

**(問2) ▶解答 ×**

労働者災害補償保険の保険料は、全額を事業主が負担します。

**(問3) ▶解答 ×**

第3号被保険者は、「第1号被保険者の収入により生計を維持する配偶者」ではなく、第2号被保険者の被扶養配偶者です。国民年金の被保険者区分は以下の通りです。

第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で第2号・第3号被保険者以外の者。

第2号被保険者：厚生年金の被保険者で原則70歳未満の者（ただし65歳以上の厚生年金の加入者で、老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権がある場合は除く）。

第3号被保険者：20歳以上60歳未満で第2号被保険者の被扶養配偶者。

**(問4) ▶解答 ×**

教育一般貸付は日本政策金融公庫が行う国の教育ローンです。貸付金は学費、受験費用、学校納付金のほか、家賃、通学費用、教材費などにも利用できます。

**(問5) ▶解答 ○**

国民年金基金は、国民年金第1号被保険者が老齢基礎年金に上乗せをするための制度です。支払った掛金はその全額が社会保険料控除の対象になります。

**(問6) ▶解答 ×**

延長保険とは、保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金をもとに、保険金額を変えずに保障期間が短い「定期保険」に変更する制度です。通常は保険期間は短くなります。「長い保険期間」が誤りです。

**(問7) ▶解答 ○**

更新型の更新時に、診査や告知は不要です。保険料は再計算されて高くなります。

(問8) ▶解答 ×

変額保険は株式や債券など特別勘定で運用されます。運用実績によって、将来受け取る年金額や死亡給付金額、解約返戻金も変動します。

(問9) ▶解答 ×

普通傷害保険の保険料は、原則として職業や職種によって異なります。性別・年齢による違いはありません。

(問10) ▶解答 ○

自動車保険(任意保険)の対人賠償保険は、自賠責保険で支払われる限度額(死亡事故3,000万円、傷害事故120万円)を超える部分に対して支払われます。

(問11) ▶解答 ×

一般に、A国の市場金利が上昇、B国の市場金利が低下すると、為替相場では、A国通貨高、B国通貨安の要因となります。本問のケースは、「米ドル高、円安」になります。

「米ドル安、円高」と逆に説明しています。

(問12) ▶解答 ○

信託財産への株式の組み入れ可否によって、「公社債投資信託」と「株式投資信託」に分類されます。

公社債投資信託は国債、地方債、社債などの債券や短期の金融商品だけを運用対象とし、株式を含めることは認められていません。

株式投資信託は運用対象に株式を加えることができるタイプの投資信託です。

(問13) ▶解答 ○

複利は、途中で支払われていく利子も元本に含めて、その時点での「元本+利子」を元本とみなして利子計算をする方法です。利子が付く期間によって、1カ月複利、半年複利、1年複利などがあります。1年複利の元利合計金額は、次の計算で求められます。

$$n \text{ 年後の元利合計金額} = \text{元金} \times (1 + \text{年利率})^n$$

$$\begin{aligned} & \text{年利} 4\% (=0.04)、\text{運用期間が} 3 \text{ 年を上の式に当てはめて、} \\ & 2,500,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^3 = 2,500,000 \text{ 円} \times 1.124864 = 2,812,160 \text{ 円} \end{aligned}$$

(問14) ▶解答 ×

ある銘柄の株式に、価格の異なる複数の買い指値注文がある場合、指値の高い注文が優先されます。問題文は逆に説明しているので誤りです。

**(問15) ▶解答 ○**

金融商品取引法に基づいて設立された日本投資者保護基金は、投資者保護を目的とする機関で、国内証券会社が経営破綻し、分別管理の義務に違反して、株式、債券、投資信託、外貨建てMMFなどが返還されない場合に、1人1,000万円まで補償します。

**(問16) ▶解答 ×**

税金は、国に納付する国税と地方公共団体に納付する地方税に分けられます。正しくは、所得税と登録免許税は国税、住民税と固定資産税は地方税です。

**(問17) ▶解答 ○**

所得の損失（赤字）と、他の所得の利益（黒字）を通算（相殺）するしくみを損益通算といいます。10種類の所得のうち、損益通算できる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の4種類です。

ただし、譲渡所得の損失でも、土地・建物（賃貸用を含む）の譲渡による損失は他の所得の利益と損益通算することはできません。したがって、賃貸アパートの土地と建物による譲渡損失は、他の所得金額と損益通算することはできないため、問題文は適切です。

**(問18) ▶解答 ×**

退職手当等の支給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していた場合は、退職金から納付すべき所得税額が源泉徴収されて納税が終了します。退職手当等の支給額に一律20.42%の税率で源泉徴収されるのは、この申告書を提出していない場合です。

**(問19) ▶解答 ×**

医療費控除の適用要件に所得制限はありません。したがって、「医療費控除の適用を受けることができない」は誤りです。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えることで適用対象外となるのは配偶者控除と配偶者特別控除です。

**(問20) ▶解答 ×**

上場不動産投資信託（J-REIT）の収益分配金は配当所得ですが、配当控除の対象外であるため、確定申告をするしなにかかわらず適用を受けることはできません。

**(問21) ▶解答 ○**

登記事項証明書の交付請求は、法務局で手数料を支払うことで、利害関係にかかわらず誰でもできます。またオンラインでも交付請求ができ、その場合、受領は郵送または直接法務局の窓口で行われます。

(問22) ▶解答 ○

普通借家契約において、期間を1年未満とする建物の賃貸借は「期間の定めがない建物の賃貸借」とみなされ、貸主と借主の双方からいつでも解約申入れができます。ただし、貸主が解約する場合は、期間満了の6カ月前までに正当な事由をもって借主に通知する必要があります。

(問23) ▶解答 ○

市街化区域では必ず用途地域を定めますが、市街化調整区域は自然環境を残すため、用途を定めずに市街化を抑制すべき区域として、原則として用途地域は定めのないものとされています。

(問24) ▶解答 ×

不動産取得税は、土地や家屋を購入・新築・増改築したり、贈与されたりしたとき、取得者に課される税金です。ただし、相続や一定の遺贈による不動産や借地権の取得に対しては課されません。

(問25) ▶解答 ×

問題文は、等価交換方式の解説文です。建設協力金方式とは、入居予定のテナントから建設資金を「建設協力金」として預かり、その資金で土地所有者が建物を建設、賃貸する事業方式です。

(問26) ▶解答 ×

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」による非課税限度額は、受贈者ごとに、取得した家屋が省エネ等住宅である場合は1,000万円、それ以外の住宅である場合は500万円です。なお、この特例の適用期限は2026年12月31日です。

(問27) ▶解答 ×

定期贈与とは、贈与者から受贈者に定期的に給付する贈与のことで、贈与者または受贈者の死亡によって効力を失います。したがって「贈与者または受贈者のいずれか一方が生存している限り、その効力を失うことはない」は誤りです。

(問28) ▶解答 ×

遺言による相続分や遺産分割方法の指定がない場合、必ずしも法定相続分通りに分割しなければならないわけではありません。この場合、共同相続人全員が協議し合意する「協議分割」による遺産分割も可能です。

(問29) ▶解答 ○

時価よりも安い価格で譲渡することを低額譲渡といいます。親族・個人間で時価と比較して特に低い価額で財産を譲り受けた場合、その差額が贈与とみなされ、贈与税の課税対象となります。

(問30) ▶解答 ○

小規模宅地等の特例では、特定居住用宅地等の適用面積は330㎡までの部分で、評価額の減額割合は80%です。なお、特定事業用宅地等は400㎡までの部分で80%減額、貸付事業用宅地等は200㎡までの部分で50%減額です。

(問31) ▶解答 3

目標額にするために必要な毎年の積立金額を求めるには減債基金係数を使います。

(問32) ▶解答 3

退職により健康保険の被保険者資格を喪失した者で、喪失日の前日までに継続して(①: 2カ月)以上被保険者であった者は、所定の申出により、最長で(②: 2年間)、健康保険の任意継続被保険者となることができる。

(問33) ▶解答 1

国民年金の第1号被保険者が、国民年金の定額保険料に加えて月額(①: 400円)の付加保険料を納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、(②: 200円)に付加保険料納付済期間の月数を乗じて得た額が付加年金として支給される。

(問34) ▶解答 3

老齢基礎年金は原則65歳から受給できますが、60歳から75歳までの間で受給開始時期を変更できます。変更すると、繰上げ・繰下げした月数に応じて年金額が生涯にわたり増減します。

繰上げ支給(60歳～64歳で受給開始) 繰上げ月数×0.4%で減額  
(1962年4月1日以前生まれは0.5%)

繰下げ支給(66歳～75歳で受給開始) 繰下げ月数×0.7%で増額

本問では70歳0カ月で受給開始するため、65歳から5年(60カ月)繰り下げたこととなります。

増額率=60カ月×0.7%=42%

(問35) ▶解答 2

住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済は、毎月の返済額が一定で、返済期間の経過とともに毎月の元金部分の返済額が(①：増加する)返済方法であり、総返済金額は、他の条件が同一である場合、通常、元金均等返済よりも(②：多い)。

(問36) ▶解答 2

生命保険契約者保護機構では、破綻時点での補償対象契約(高予定利率契約を除く)の責任準備金等の90%まで補償されます。

(問37) ▶解答 3

生命保険契約において、契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が(①：夫)、死亡保険金受取人が(②：子)である場合、被保険者の死亡により死亡保険金受取が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

(問38) ▶解答 1

所得税において、個人が支払う地震保険の保険料に係る地震保険料控除は、原則として、(①：5万円)を限度として年間支払保険料の(②：全額)が控除額となる。

(問39) ▶解答 3

先進医療特約は、(契約時点でなく)療養を受けた時点で承認されている先進医療治療を受けた場合に給付されます。

(問40) ▶解答 3

介護医療保険料控除は、介護と医療(入院・通院等の給付部分)に係る保険料に対する控除です。選択肢のうち、対象となるのは先進医療特約です。なお、傷害特約は控除の対象外、定期保険特約は、死亡または生存に基因して保険金が給付される保険契約のため、一般の生命保険料控除の対象となります。

(問41) ▶解答 2

追加型株式投資信託を基準価額 1 万 3,000 円（1 万口当たり）で 1 万口購入した後、最初の決算時に 1 万口当たり 400 円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が 1 万 2,700 円（1 万口当たり）となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は (①：100 円) であり、元本払戻金（特別分配金）は (②：300 円) である。

追加型株式投資信託の収益分配金は、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」の 2 種類があります。普通分配金は、投資信託の運用による利益の一部を投資家に還元するものです。一方、元本払戻金（特別分配金）は、投資家が投資した元本の一部を返還する形で支払われる分配金です。本問では、購入時の基準価額が 1 万 3,000 円、収益分配金が 400 円、分配落ち（収益分配）後の基準価額が 1 万 2,700 円です。分配落ち後の基準価額 1 万 2,700 円が収益分配前の個別元本 1 万 3,000 円を下回る部分の分配金 300 円が元本払戻金（特別分配金）として非課税になります。普通分配金は、分配金 400 円－元本払戻金 300 円＝100 円です。  
 ※収益分配金が 400 円、分配落ち（収益分配）後の基準価額が 1 万 2,700 円なので、  
 400 円＋1 万 2,700 円＝1 万 3,100 円が分配落ち前の基準価額で、1 万 3,100 円－1 万 3,000 円＝100 円が普通分配金と計算することもできます。

(問42) ▶解答 1

株式の投資指標として利用される ROE は、(①：当期純利益) を (②：自己資本) で除して算出される。

ROE を求める式は以下の通りです。

$$\text{ROE (\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

(問43) ▶解答 3

ポートフォリオ運用の期待収益率（平均値）は各資産の期待収益率の単純な平均ではなく、各資産の期待収益率に投資している割合を加重平均した値となります。本問では、  
 (A 資産の収益率 × A 資産の構成比率) + (B 資産の収益率 × B 資産の構成比率) で求めます。  
 $(3\% \times 40\%) + (5\% \times 60\%) = 1.2\% + 3\% = 4.20\%$

(問44) ▶解答 2

NISA の非課税保有限度額は、2 つの枠を合わせて 1,800 万円です。このうち成長投資枠の保有限度額は 1,200 万円です。

(問45) ▶解答 2

当座預金、無利息型普通預金など、無利息・要求払い・決済サービスを提供する決済用預金は全額保護されます。

(問46) ▶解答 3

所得税において、国債や地方債などの特定公社債の利子は、原則として、(①：申告分離)課税の対象となるが、確定申告不要制度を選択すること(②：ができる)。

- ①特定公社債の利子による利子所得は、原則「申告分離課税」の対象となり、20.315% (所得税・復興特別所得税)の税率が適用されます。
- ②ただし、確定申告を行わない「申告不要制度」を選択することもできます。この場合、利子等の受取時に20.315%の税金が源泉徴収され、課税関係を終了することになります。

(問47) ▶解答 3

不動産・事業・山林・譲渡の各所得の損失は、給与所得や一時所得等の他の所得と損益通算できます。「富士山上(不事山譲)で損益を通算」と覚えると良いでしょう。

(問48) ▶解答 1

年間支払保険料が8万円超の場合、一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各控除額は、限度額である4万円です。本問では、各保険料を10万円支払っているので、控除額は、4万円×3=12万円

(問49) ▶解答 3

所得税において、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が(①：19歳)以上(②：23歳)未満である者は、特定扶養親族に該当する。

特定扶養親族(特定扶養控除)の対象となる親族の年齢は、19歳以上23歳未満です。適用年齢はその年の12月31日時点の年齢で、控除額は63万円です。

(問50) ▶解答 1

新たに青色申告者となるためには、申告する所得が生じる年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。ただし、その年の1月16日以後に新規に業務を開始した人の場合の提出期限は、原則として、業務開始日から2カ月以内とされています。

## (問51) ▶解答 1

宅地建物取引業法上の媒介契約のうち、(①：一般媒介契約)では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることができるが、(②：専任媒介契約)では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることが禁じられている。

媒介契約には、「一般媒介契約」「専任媒介契約」「専属専任媒介契約」の3つの種類があります。このうち、依頼者が他の宅建業者に重ねて媒介の依頼をすることができるのは「一般媒介契約」のみで、「専任媒介契約」「専属専任媒介契約」は、重ねて媒介の依頼をすることはできません。

## (問52) ▶解答 1

敷地面積に対する建築面積の割合を建蔽率といい、「建蔽率＝建築面積÷敷地面積」の式で求めます。

$$\text{建蔽率} = 120\text{m}^2 \div 200\text{m}^2 = 0.6 \rightarrow 60\%$$

## (問53) ▶解答 2

都市計画区域内にある幅員4m未満の道で、建築基準法第42条第2項により道路とみなされるものについては、原則として、その中心線からの水平距離で(①：2m)後退した線がその道路の境界線とみなされ、当該境界線と道路の間の敷地部分は建蔽率や容積率を算定する際の敷地面積に算入(②：することができない)。

都市計画区域にある幅員(道幅)4m未満の道を2項道路といいます。2項道路の中心線から2m後退した線がみなし道路境界線であり、この境界線と道までの部分(セットバック部分)は、容積率や建蔽率を算定する際、敷地面積に算入することはできません。

## (問54) ▶解答 3

居住用財産の買換え特例の要件として、所有期間10年超であること、譲渡資産の対価の額(旧宅の売却額)が1億円以下であることなどがが必要です。

(問55) ▶解答 3

農地法によれば、農地を農地以外のものに転用する場合、原則として、(①：都道府県知事等)の許可を受けなければならないが、市街化区域内にある農地を農地以外のものに転用する場合、あらかじめ当該転用に係る届出書を(②：農業委員会)に提出すれば、(①：都道府県知事等)の許可を受ける必要はない。

農地を転用(農地以外のものにすること)する場合、都道府県知事(または指定市町村の長)の許可が必要となります。ただし、市街化区域内の一定の農地を転用する場合は、農業委員会への届出だけで手続きが終わり、都道府県知事等の許可は不要です。

(問56) ▶解答 3

法人から個人に贈与された財産は、受贈者である個人が、その法人と雇用関係があれば給与所得となり、雇用関係がなければ一時所得となって、それぞれ所得税がかかります。

(問57) ▶解答 1

配偶者は常に法定相続人になりますが、元夫のBさんは被相続人のAさんと相続開始前に離婚しているため法定相続人には含まれません。その結果、法定相続人は第1順位にあたる子Cさんと子Dさん2人のみとなり、2人で均等に分けるので子Cさんの割合は2分の1となります。

(問58) ▶解答 1

相続により取得した上場株式は次の①～④のうち、最も低い価格で評価します。

- ①相続開始日の最終価格(→600円)
- ②相続開始日の月の毎日の最終価格の月平均額(→620)
- ③相続開始日の前月の毎日の最終価格の月平均額(→600円)
- ④相続開始日の前々月の毎日の最終価格の月平均額(→540円)

したがって、1株当たりの相続税評価額は最も低い、540円です。

(問59) ▶解答 3

貸家建付地とは、自己所有の貸家を建てた自己所有の土地をいい、次の算式を用いて評価します。

貸家建付地評価額 = 自用地評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)

## (問60) ▶解答 2

「配偶者に対する相続税額の軽減」は、配偶者が相続した遺産のうち、1億6,000万円または法定相続分のうち、いずれか多い金額までは相続税がかからない制度です。

**【第1問】《問1》▶解答 1**

老齢基礎年金の支給額は、20歳以上60歳未満の40年間（480月）の納付月数に応じて計算されます。480月に満たない場合には、年金額は次の計算式によって算出します。

$$847,300円 \times [\text{保険料納付月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/3 \times)] / 480$$

※2009年4月以降の全額免除期間には1/2を乗じる。

Aさんの保険料納付済期間は「480月－29月＝451月」で保険料免除月はありません。よって老齢基礎年金の年金額の計算式は、  
847,300円×451月/480月となります。

**【第1問】《問2》▶解答 3**

1. 不適切。男性は1961年、女性は1966年の4月2日以降の生まれから、特別支給の老齢厚生年金がなくなります。妻Bさんは1976年生まれなので特別支給の老齢厚生年金を受け取ることはできません。
2. 不適切。加給年金は、扶養手当のようなもので、厚生年金の加入期間が20年以上ある加入者に生計を維持されている65歳未満の配偶者または一定の子がいると給付されるものです。ただし配偶者に厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あると加給年金は受け取れません。妻Bさんは12年なので、Aさんには加給年金が加算されます。
3. 適切。老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、受給年齢の繰上げ（早くもらう）、繰下げ（遅くもらう）ができます。
  - ・繰上げ受給：老齢基礎年金と老齢厚生年金と一緒に繰上げしなければいけません。
  - ・繰下げ受給：老齢基礎年金と老齢厚生年金の一方だけの繰下げもできます。

**【第1問】《問3》▶解答 3**

1. 適切。
2. 適切。原則、国民年金被保険者は確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。したがって、妻BさんもiDeCoに加入することができます。
3. 不適切。個人型年金（iDeCo）の掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除の対象です。2分の1ではありません。ちなみに運用益は非課税、給付金は所得税の雑所得または退職所得として一定の控除があります。

**【第2問】《問4》▶解答 1**

1. 適切。PER（株価収益率）は、「株価÷1株当たり純利益」で求めます。X社株式の株価は1,800円、1株当たり純利益は「120億円÷1億株=120円」なので、PERは「1,800円÷120円=15倍」。一般に、PERが低いほど株価は割安だといえます。
2. 不適切。ROE（自己資本利益率）は、「当期純利益÷自己資本×100」で求めます。一般に、ROEが高い会社ほど、資産の効率的な活用がなされている会社だといえます。本問は「低いほど効率的」と説明しているので誤りです。なお、X社のROEが「120億円÷1,500億円×100=8%」という記述は合っています。
3. 不適切。配当性向は、「年間配当金÷当期純利益×100」で求めます。X社の年間配当金総額は36億円、当期純利益は120億円なので、配当性向は「36億円÷120億円×100=30%」。したがって記述は誤りです。ちなみに、本問の2%は配当利回り（36円÷1,800円×100=2%）です。

**【第2問】《問5》▶解答 2**

1. 適切。値段も時間も同じなら、指値注文よりも成行注文が優先（成行優先の原則）という原則があります。
2. 不適切。権利付き最終日とは、権利確定日に配当を受け取ることができる株主名簿に載るための最終取引日です。上場株式の引渡しは約定日を含めて3営業日目なので、権利確定日の2営業日前の日が権利付き最終取引日になります。本問では2026年11月30日（月）が権利確定日ですので、その2営業日前に当たる2026年11月26日（木）が権利付き最終取引日となります。
3. 適切。特定口座では譲渡益について、源泉徴収の「あり」と「なし」のどちらかを選択することができます。源泉徴収の「あり」を選択すると、売却して利益が出る度に、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）源泉徴収されます。

**【第2問】《問6》▶解答 3**

1. 適切。投資信託に係る費用には、「購入時手数料（金融機関ごとに違う）」、運用や管理の対価である「運用管理費用（信託報酬）」、売却時（解約）に支払う「信託財産留保額」があります。
2. 適切。インデックス型投資信託はあらかじめ定めたベンチマーク（基準）に連動する運用成果を目指す運用スタイルの投資信託です。アクティブ型投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が低い傾向があります。
3. 不適切。分配落ち（収益分配）後の基準価額が分配落ち前の個別元本を下回る部分の分配金は元本払戻金（特別分配金）として非課税です。個別元本を上回る部分は普通分配金として課税対象になります。本問では分配落ち後の基準価額が分配落ち前の個別元本を上回っているため、非課税となる元本払戻金（特別分配金）はありません。

**【第3問】《問7》▶解答 1**

Aさんの収入は給与収入（給与所得）と個人年金保険の解約返戻金（一時所得）の2つです。給与所得は「給与収入－給与所得控除額」の式で計算します。

給与収入690万円の給与所得控除額は「収入金額×10%＋110万円」なので、

給与所得控除額  $690\text{万円} \times 10\% + 110\text{万円} = 179\text{万円}$

給与所得の金額  $690\text{万円} - 179\text{万円} = 511\text{万円}$

長男Dさんは23歳未満の扶養親族ですが、給与収入850万円以下なので所得金額調整控除（子ども等）は計算不要です。

次に解約返戻金の一時所得の金額は、「総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高50万円）」の式で計算し、計算された一時所得の金額の2分の1が総所得金額に算入されます。解約返戻金額が600万、正味払込保険料が500万円なので、

一時所得の金額  $= 600\text{万円} - 500\text{万円} - 50\text{万円} = 50\text{万円}$

$50\text{万円} \times 1/2 = 25\text{万円}$

総所得金額は、2つの所得金額を合算した「511万円＋25万円＝536万円」となります。

**【第3問】《問8》▶解答 3**

「給与所得者のうち、その年分の給与収入の金額が(①：2,000)万円を超える者は、勤務先における年末調整の対象とならないため、原則として、所得税の確定申告をしなければなりません。Aさんの場合、2026年分の給与収入は(①：2,000)万円を超えていませんが、給与所得および退職所得以外の所得金額が(②：20)万円を超えているため、所得税の確定申告をしなければなりません。所得税の確定申告書は、Aさんの(③：住所地)を所轄する税務署長に提出することになります」

給与所得者であっても、①給与の年間収入金額が2,000万円を超える人。給与所得および退職所得以外を除く所得金額の合計額が②20万円を超える人は、確定申告を行う必要があります。

③確定申告書は、1年間（1月1日～12月31日）の所得から算出した税額を翌年2月16日～3月15日の間に、納税地（納税者の住所地）を管轄する税務署長へ持参、郵送、またはインターネットやスマートフォンで提出します。

**【第3問】《問9》▶解答 3**

1. 不適切。自家用車で通院した際に支払った駐車場代やガソリン代は、医療費控除の対象とはなりません。
2. 不適切。医療費控除額は、医療費の総額が10万円を超えていなければ算出されません。
3. 適切。セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除との併用はできません。

**【第4問】《問10》▶解答 3**

①建築面積の上限は「敷地面積×建蔽率」で求めます。ただし、防火地域・準防火地域の角地で耐火建築物を建築する場合と特定行政庁が指定する角地の場合は、建蔽率はそれぞれ10%、あわせて20%緩和されます。甲土地の指定建蔽率は60%なので、甲土地の建築面積の上限＝ $300\text{m}^2 \times (60\% + 20\%) = 240\text{m}^2$

②延べ面積の上限は「敷地面積×指定容積率」で求めます。また、前面道路の幅員が12m未満の場合、住居系用途地域ならば、前面道路の幅員×4/10、その他の用途地域ならば、前面道路の幅員×6/10で算出された数値と、指定容積率の数値のうち、小さい方の容積率が用いられます。甲土地は第一種住居地域で、5mと6mの2つの道路に接しており、幅員が広い6mが前面道路です。

$$6\text{m} \times 4/10 = 2.4 = 240 (\%)$$

240%は、指定容積率の300%より小さいので、容積率240%で計算します。

$$\text{甲土地の延べ面積の上限} = 300\text{m}^2 \times 240\% = 720\text{m}^2$$

【第4問】《問11》▶解答 1

- i. 「Aさんが駅前のマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡する場合、『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、Aさんが居住しなくなった日から（①：3年）を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」
- ii. 「Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受ける場合、課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（②：10年）を超えていなければなりません。なお、本特例と『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』は併用して適用を受けることが（③：できます）」

【第4問】《問12》▶解答 1

1. 不適切。甲土地は、Aさん所有の賃貸マンションを建てたAさん所有の土地となるので、「貸宅地」ではなく「貸家建付地」として評価されます。
2. 適切。小規模住宅用地の特例により、甲土地の固定資産税評価額は、200㎡までの部分が6分の1の額に軽減されます。
3. 適切。被相続人が残した債務（借入金など）は、相続財産から控除することができます。

【第5問】《問13》▶解答 1

1. 適切。公正証書遺言は、公証人役場で証人2名以上（推定相続人、受遺者、およびその配偶者・直系血族は不可）の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が原則として、電子データで作成します。
2. 不適切。自筆証書遺言は、一般的には、相続開始後に、遅滞なく家庭裁判所で検認が必要ですが、法務局で保管された場合は検認不要です。
3. 不適切。遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことです。遺言による遺産分割方法の指定や遺贈により、相続人の遺留分が侵害された場合、その遺言自体は有効ですが、相続人が遺留分侵害額請求を行った場合には侵害された遺留分について無効となります。

**【第5問】《問14》▶解答 2**

法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんの計3人です。法定相続分は、妻Bさんが2分の1、CさんとDさんが4分の1（2分の1を2人で分ける）ずつです。まず、課税遺産総額2億1,000万円を法定相続分で分けます。

妻Bさん：2億1,000万円×1/2=1億500万円

長男Cさんと二男Dさん：それぞれ2億1,000万円×1/4=5,250万円

次に、相続税の速算表に照らして税率を掛け、控除額を差し引きます。

妻Bさん：1億500万円×40%－1,700万円=2,500万円

長男Cさんと二男Dさんはそれぞれ、5,250万円×30%－700万円=875万円

全員の相続税の総額=2,500+875+875=4,250万円

**【第5問】《問15》▶解答 1**

1. 不適切。「遺産に係る基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数」です。

法定相続人は配偶者と子2人の計3人なので、3,000万円+600万円×3人=4,800万円

2. 適切。Aさんの自宅の敷地は「特定居住用宅地等」として、賃貸マンションの敷地は「貸付事業用宅地等」としてそれぞれ小規模宅地の特例の対象になります。しかし「貸付事業用宅地等」と併用する場合は、特例を適用する敷地面積に応じて適用対象面積の調整計算が必要なため、完全併用はできません。

3. 適切。配偶者や1親等の血族（子、父母）以外の方が、相続または遺贈によって財産を取得した場合、ここで算出された各人の税額に2割相当額が加算されます。これを相続税額の2割加算といいます。孫Eさんはこの条件にあたるので、2割加算の対象です。

## 【第1問】《問1》▶解答 1

老齢基礎年金の保険料納付済期間は、20歳以上60歳未満の加入期間（480月）分から未納期間（27月）を差し引きます。よってAさんの保険料納付済期間は「480月－27月＝453月」です。

これを老齢基礎年金の年金額の以下の計算式に当てはめて求めます。

$$847,300 \text{円} \times \{ \text{保険料納付月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 3 \text{分の} 1) \} / 480$$

Aさんに免除月数はないので847,300円×453月/480月が最も適切です。

## 【第1問】《問2》▶解答 1

「老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、繰上げ支給を請求した場合は、(①：生涯)減額された年金が支給されることとなります。仮に、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の年金の減額率は、(②：24%)となります。

一方、Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができます。繰下げ支給の申出をした場合は、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。Aさんの場合、繰下げの上限年齢は(③：75歳)です」

## 【第1問】《問3》▶解答 2

1. 不適切。特別支給の老齢厚生年金が支給されるのは、男性は1961年4月1日以前生まれ、女性は1966年4月1日以前生まれの人です。妻Bさんも1966年8月生まれの女性なので、64歳から特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができません。
2. 適切。老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰上げ支給の請求をする必要があります。繰下げの請求は別の時期に行うことができます。
3. 不適切。加給年金は、扶養手当のようなもので、厚生年金の加入期間が20年以上ある加入者に生計を維持されている65歳未満の配偶者または一定の子がいると給付されるものです。妻BさんはAさんより年上ですので、Aさんが65歳到達時にはBさんは既に65歳になっています。したがって、加給年金額は支給されません。

【第2問】《問4》▶解答 2

1. 不適切。健康状態や病歴は正確に告知する必要があります。不利な情報を隠すと契約が解除され保険金も支払われません。
2. 適切。医療保険は、入院や手術でも内容により支払われない場合があるので、支払条件を十分確認することが大切です。
3. 不適切。多くの生命保険契約にはクーリング・オフ制度があり、申込後でも一定期間なら撤回できます。

【第2問】《問5》▶解答 3

1. 適切。先進医療の技術料は公的医療保険の対象外なので全額自己負担です。費用が高くなることもあるため、先進医療特約を付けるのは有効です。
2. 適切。がん保険には一般的に契約開始から90日間または3カ月間の免責期間があり、その間にがんと診断されても保険金は出ません。
3. 不適切。有期払いにすると保険料払込期間が短くなり、月々の保険料は終身払いより高くなります。毎月の負担を減らしたい場合は、終身払いの方が適しています。

【第2問】《問6》▶解答 3

「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、原則として(①)割ですが、同一月内に、医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の合計が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、入院時の食事代、先進医療に係る費用などは含まれず、70歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が(②)円以上のものが対象となります。

また、過去12カ月以内に高額療養費が3回以上支給されると、4回目から自己負担限度額が(③)仕組みがあります」

- ①医療費の自己負担割合は年齢によって異なります。30歳のAさんは3割負担です。
- ②70歳未満の場合、高額療養費の対象となるのは、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に計算して1カ月の自己負担額が21,000円以上のものに限られます。
- ③過去12カ月以内に高額療養費の支給が3回以上ある場合（多数該当）、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

**【第3問】《問7》▶解答 1**

退職所得は次の式で求めます。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額は勤続年数が20年以下なら「40万円×勤続年数」、勤続年数が20年超なら「800万円+70万円×(勤続年数-20年)」で求めます。Aさんの勤続年数は20年超(25年)なので、退職所得控除額は、

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,150\text{万円}$$

Aさんに役員退職金4,000万円が支給された場合の退職所得の金額は、  
 $(4,000\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 1,425\text{万円}$

**【第3問】《問8》▶解答 3**

- 不適切。長期平準定期保険の解約返戻率は、最高値に達するまでゆるやかに増え続け、最高値以降も緩やかに下降し、満期時にはゼロになります。保険期間満了直前がピークではありません。
- 不適切。2019年7月7日以前に契約した長期平準定期保険の保険料は、前半6割期間は、年間保険料の2分の1を「定期保険料」として損金算入、2分の1を「前払保険料」として資産計上します。前半6割期間の解約時には払込保険料累計額(これまでの資産計上額)の2分の1と解約返戻金額との差額を雑収入または雑損失として計上します。本問では、払込保険料累計額5,750万円の2分の1の2,875万円と解約返戻金額4,950万円の差額2,075万円を雑収入として計上します。

借 方		貸 方	
現預金	4,950万円	前払保険料	2,875万円
		雑収入	2,075万円

- 適切。〈資料2〉の定期保険は無解約返戻金型なので、解約時の返戻金はありません。法人の受け取る保険金は、Aさん不在の間の事業資金として自由に活用できます。

**【第3問】《問9》▶解答 1**

2019年7月8日以降の法人契約の定期保険の支払保険料は、最高解約返戻率によって経理処理の方法が異なります。本問〈資料2〉のように無解約返戻金型の生命保険、最高解約返戻率50%以下の生命保険はその年の支払保険料全額をその期の損金に算入することができます。

**【第4問】《問10》▶解答 2**

Aさんの総所得金額は、「①給与所得+②終身保険の解約返戻金」です。

①給与所得＝給与収入の金額－給与所得控除額

Aさんの給与収入は850万円なので、〈給与所得控除額〉の表より、660万円超～850万円以下の場合の式に当てはめると、

給与所得控除額＝850万円×10%＋110万円＝195万円

給与所得＝850万円－195万円＝655万円

なお、10歳の長男Cさんは23歳未満の扶養親族ですが、所得金額調整控除は、給与収入850万円超で一定の条件を満たす者が対象です。Aさんの給与収入は850万円なので、所得金額調整控除の対象外です。

②解約返戻金額と正味払込済保険料の差益は一時所得として課税対象となります。

ただし本問の場合、解約返戻金額（240万円）＜正味払込済保険料（270万円）なので、一時所得は0円として扱われます。以上から、

Aさんの総所得金額（①＋②）＝655万円＋0円＝655万円

**【第4問】《問11》▶解答 3**

1. 不適切。妻Bさんの合計所得金額は、パート収入80万円－給与所得控除の最低額74万円＝6万円です。配偶者控除の適用要件である「配偶者の合計所得金額が62万円以下」を満たしているため、「適用を受けられない」は誤りです。
2. 不適切。基礎控除の控除額62万円は、合計所得金額が655万円超～2,350万円以下の場合の金額です。Aさんの合計所得金額は前問（問10）で求めた通り655万円であり、この範囲の対象外となるため、62万円は誤りです。※合計所得金額が655万円以下のAさんの基礎控除額は67万円となります（令和8年度税制改正より）。
3. 適切。一般の控除対象扶養親族は16歳以上なので、10歳の長男Cさんは、扶養控除の対象外です。

【第4問】《問12》▶解答 1

「Aさんの場合、2026年分の所得税における住宅借入金等特別控除の控除額は、『住宅ローンの年末残高×(①：0.7)%』の算式により算出し、住宅借入金等特別控除の控除期間は、最長で(②：13)年間となります。

Aさんが2026年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。確定申告書の提出期限は、原則として、2027年(③：3月15日)です」

- ① Aさんは住宅借入金等特別控除の適用要件をすべて満たしているため、その控除率は0.7%です。
- ② 住宅ローン控除の適用期間は、新築・中古ともに13年(中古の一般住宅は10年)です。よってAさんが取得した新築マンションの場合の適用期間は最長13年です。

【第5問】《問13》▶解答 1

1. 適切。本問の一時払終身保険は、契約者と被保険者がAさんで、保険金受取人が相続人の妻Bさんなので、支払われる死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。ただし「500万円×法定相続人の数」までは非課税です。本問の法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんの代襲相続人である孫Eさん・Fさんの4人なので、500万円×4人=2,000万円まで非課税です。したがって、一時払終身保険の死亡保険金2,000万円は非課税限度額以内のため、非課税財産として扱われ、相続税は課されません。
2. 不適切。被相続人の子(二男Dさん)を代襲して孫(Eさん・Fさん)が相続人となった場合は2割加算の対象にはなりません。
3. 不適切。相続税の申告期限は、相続開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内です。

- i) 「円滑な遺産分割のため、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人 (①: 2人) 以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを原則として、電子データで作成します。推定相続人である妻Bさんと長男Cさんを証人にすること (②: はできません)」
- ii) 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地 (相続税評価額7,000万円) について、相続税の課税価格に算入すべき価額を (③: 1,400万円) とすることができます」

②推定相続人、受遺者、およびその配偶者・直系血族は証人にはなれないため、推定相続人である妻Bさんや長男Cさんを証人にすることはできません。

③小規模宅地等の評価減の特例による評価減額＝宅地等の評価額×(限度面積/その宅地等の敷地面積)×減額割合です。妻Bさんの取得する自宅は、特定居住用宅地等に当たるので、評価減の対象となる限度面積は330㎡、減額割合は80%です。本問の敷地は330㎡なので、敷地すべてが80%減額されることになります。

$$7,000 \text{万円} \times 330 \text{㎡} / 330 \text{㎡} \times 80\% = 5,600 \text{万円}$$

したがって、

$$\text{特例適用後の評価額} = \text{自用地評価額} - \text{評価減額} = 7,000 \text{万円} - 5,600 \text{万円} = 1,400 \text{万円}$$

【第5問】《問15》▶解答 1

法定相続人は、4人（妻Bさん、長男Cさん、孫EさんとFさん）です。法定相続分は、妻Bさんが2分の1、長男Cさんが4分の1（2分の1を二男Dさんと分ける）、孫EさんとFさんは8分の1（二男Dさんの代襲相続分4分の1を孫2人で分ける）ずつです。

まず、4人の法定相続分の金額を計算します。

妻Bさん：1億6,000万円×1/2=8,000万円

長男Cさん：1億6,000万円×1/4=4,000万円

孫E・Fさん：1億6,000万円×1/8=2,000万円ずつ

次に、資料の「相続税の速算表」を使って、各法定相続分に応ずる取得金額に税率を掛け、控除額を差し引いて4人の相続税の金額を算出します。

妻Bさん：8,000万円×30%－700万円=1,700万円

長男Cさん：4,000万円×20%－200万円=600万円

孫E・Fさん：2,000万円×15%－50万円=250万円ずつ

以上から、

相続税の総額=1,700万円+600万円+250万円+250万円=2,800万円

**(問1) ▶解答 1**

- 不適切。税理士でなければ、有償・無償にかかわらず顧客の税務書類の作成や、個別具体的な税務相談を行ってはいけません。
- 適切。保険商品の一般的な特徴などを説明することは有償であってもできます。
- 適切。運用報告書の記載内容を説明することは誰でもできます。

**(問2) ▶解答 1**

(ア) キャッシュフロー表の将来の予定額は、現在の価額に変動率（変化の割合）を加味して計算します。

今年の額 $\times(1+\text{変動率})^n = n$ 年後の額

$287\text{万円} \times (1+0.02)^4 \approx 310.6\cdots\text{万円} \rightarrow 311\text{万円}$ （万円未満を四捨五入）

(イ) 年間収支は、その年の「収入合計－支出合計」で求めます。本問で（イ）は、 $830\text{万円} - 627\text{万円} = 203\text{万円}$

(ウ) 金融資産残高は、前年の金融資産残高（627万）に変動率（1%）を乗じた金額に、当年の年間収支（208万）を加減して求めます。

$627\text{万円} \times (1+0.01) + 208\text{万円} = 841.27\text{万円} \rightarrow 841\text{万円}$ （万円未満を四捨五入）

**(問3) ▶解答 3**

バランスシートでは借方（資産）と貸方（負債・純資産）の合計金額が必ず一致するので、(ア) 純資産の金額は「資産－負債」で求められます。資料の「保有財産（時価）」の合計額がバランスシートの資産額、「負債残高」の合計額がバランスシートの負債額になります。資産の合計は資料の表の通り。

$400+800+100+200+80+3,000=4,580\text{万円}$

負債の合計は本問の資料より2,200万円。

(ア) $=4,580\text{万円} - 2,200\text{万円} = 2,380\text{万円}$

**(問4) ▶解答 3**

本問のように、元本を複利運用しながら取り崩す場合の毎年の受取額（資本の回収額）を求める場合は「資本回収係数」を用います。元本は600万円、年利2%の資本回収係数0.21216なので、 $6,000,000\text{円} \times 0.21216 = 1,272,960\text{円}$ 。

(問5) ▶解答 2

遺族基礎年金は、死亡した者に生計を維持されていた子のある配偶者（妻または夫）、または子に支給されます。この年金法上の「子」とは基本的には次のいずれかに該当します。

- ①（ア：18歳到達年度の末日）（3月31日）を経過していない子
- ②（イ：20歳未満）で障害等級1級、2級該当者

(問6) ▶解答 1

1. 不適切。株価収益率（PER）を求める式は「株価÷1株当たり純利益」です。

WA株式会社のPER  $1,200 \text{円} \div 200 \text{円} = 6 \text{倍}$

WB株式会社のPER  $3,000 \text{円} \div 300 \text{円} = 10 \text{倍}$

値の低いWA株式会社のほうが割安と言えます。

2. 適切。株価純資産倍率（PBR）を求める式は「株価÷1株当たり純資産」です。

WA株式会社のPBR  $1,200 \text{円} \div 1,500 \text{円} = 0.8 \text{倍}$

WB株式会社のPBR  $3,000 \text{円} \div 2,000 \text{円} = 1.5 \text{倍}$

値の高いWB株式会社のほうが割高と言えます。

3. 適切。配当利回りを求める式は「1株当たり年間配当金÷株価×100」です。

WA株式会社の配当利回り  $25 \text{円} \div 1,200 \text{円} \times 100 = 2.08\%$

WB株式会社の配当利回り  $50 \text{円} \div 3,000 \text{円} \times 100 = 1.67\%$

WB株式会社のほうが低くなっています。

(問7) ▶解答 1

〈資料〉

運用スタイル	主な内容
(ア:パッシブ運用)	ベンチマークの動きに連動した運用効果を目指す。代表的なものにインデックスファンドがある。
(イ:アクティブ運用)	ベンチマークを上回る運用成果を目標としており、銘柄の調査を入念に行うなど銘柄選択に時間かコストがかかる。

(問8) ▶解答 3

10,000NZドルの定期預金の利息は年率0.45%で、預入期間12カ月なので  
12カ月分の利息 =  $10,000 \times 0.45\% = 45$  NZドル

よって、NZドル建ての元利合計は、  
 $10,000 + 45 = 10,045$  NZドル

外貨を円に換える場合のレートはTTBです。TTBでは1NZドルが76.90円ですから、

円転後の元利合計額 =  $10,045 \times 76.90$  円 = 772,460.5円 → 772,460円（円未満切り捨て）

(問9) ▶解答 2

延べ面積の上限は「敷地面積×容積率」の式を用いて計算します。  
容積率は、前面道路の幅員が12m未満の場合、以下が用いられます。

- ・住居系用途地域…前面道路の幅員×4/10
- ・その他の用途地域…前面道路の幅員×6/10で算出された数値と、指定容積率の数値のうち、小さい方

本問の土地の前面道路は6m、近隣商業地域なので、 $6 \times 6/10 = 360$ （%）。

指定容積率400%より小さいので、容積率は360%を用います。

延べ面積の上限 =  $300\text{m}^2 \times 360\% = 1,080\text{m}^2$

(問10) ▶解答 3

1. 不適切。土地が初めて造成されたときに、所有権保存登記がされるのは、権利部甲区（イ）です。
2. 不適切。土地の地目や面積等が登記されるのは、表題部（ア）です。
3. 適切。所有権以外の権利に関する事項（抵当権、賃借権、借地権、地上権）が設定登記されるのは、権利部乙区（ウ）です。

(問11) ▶解答 2

市街化区域：すでに市街地を形成している区域およびおおむね（ア：10）年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域：市街化を（イ：抑制）すべき区域

非線引き区域：（ウ：区域区分）の定められていない都市計画区域

(問12) ▶解答 3

2012年以降の生命保険料控除は、保障内容ごとに3つに分類されます。

一般の生命 保険料控除	生存・死亡に基因した保険 金・給付金に係る保険料	終身保険、定期保険特約、特定疾病保 障特約、収入保障特約など
個人年金 保険料控除	個人で加入している年金保 険に係る保険料	終身年金、確定年金、保証期間付有期 年金、夫婦年金など
介護医療 保険料控除	介護と医療（入院・通院等 の給付部分）に係る保険料	入院特約、先進医療特約、就業不能サ ポート特約、医療・介護保険など

この3分類それぞれの控除額の合算で生命保険料控除の金額を算出します。（それぞれ上限額は4万円、合計12万円まで）

〈資料〉の終身保険の保険料は「一般の生命保険料控除」の対象、医療保険の保険料は「介護医療保険料控除」の対象です。〈速算表〉で控除額を求め、それを合計します。

終身保険の年間保険料は78,600円なので、

$$78,600円 \times 1/4 + 20,000円 = 39,650円$$

医療保険の年間保険料は48,300円なので、

$$48,300円 \times 1/4 + 20,000円 = 32,075円$$

2つを合算して、39,650円 + 32,075円 = 71,725円になります。

(問13) ▶解答 1

理恵さんに保険金が支払われるのは終身保険Aのみです。死亡保険金は、次のように課税されます。

	契約者	非保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	Aさん	Aさん	Aさん以外	相続税
	Aさん	Bさん	Aさん	所得税・ 住民税
	Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

終身保険Aは、契約者と被保険者が浩介さん、受取人が理恵さんですので、相続税の課税対象になります。

(問14) ▶解答 3

- 適切。地震保険は単独加入はできず、必ず火災保険の特約として加入します。
- 適切。地震保険の保険料の基本料率（地震保険の保険料を算出するもと）は、建物の構造と所在地によって決まります。補償内容や保険料は同一です。
- 不適切。地震保険は現金、有価証券、1個（または1組）の価格が30万円を超える貴金属や絵画、自動車は、補償の対象外です。

**(問15) ▶解答 2**

中岡さんの収入は、アルバイトの50万円と老齢年金の300万円です。それぞれの所得金額を計算します。

①アルバイト収入による給与所得は、給与所得控除額（最低額74万円）を差し引きます。

給与所得の金額＝50万円－74万円＝▲24万円 →0円

②老齢年金による収入は雑所得として公的年金控除額を差し引いて求めます。年金額が300万円の際の公的年金等控除額は110万円なので、

雑所得の金額＝300万円－110万円＝190万円

総所得金額（①＋②）＝0円＋190万円＝190万円

**(問16) ▶解答 2**

退職所得は「(収入金額－退職所得控除額)×1/2」の式で計算します。

勤続年数が20年超(38年)のAさんの退職所得控除額は、800万円＋70万円×(勤続年数－20年)の式で求めます。

退職所得控除額＝800万円＋70万円×(38－20)＝2,060万円

したがって、近藤さんの退職所得は、

(4,400万円－2,060万円)×1/2＝1,170万円

**(問17) ▶解答 2**

土地・建物の譲渡所得は「総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額」の式で計算します。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする」とあるので、3,000万円を差し引くことができます。これら資料の金額を算出式に当てはめると、

譲渡所得の金額＝6,500万円－(2,100万円＋200万円)－3,000万円＝1,200万円

**(問18) ▶解答 2**

法定相続人は妻の由希さん、子の達哉さん、子の奈津子さんの代襲相続人である孫の勇斗さんの計3人です。子の優子さんは相続放棄しており、「初めから相続人とならなかったもの」としてみなされるため、法定相続人にはなりません。また、優子さんの子である孫の莉華さんも同様に法定相続人にならず、代襲相続も発生しません。配偶者と子が相続人のとき、配偶者の相続分は2分の1、子の相続分は2分の1（子の人数分で分割）、代襲相続人の相続分は、その直系尊属（代襲相続人の親など）の相続分と同じです。このことから、本問の法定相続分は、由希さんが2分の1、達哉さんと勇斗さんがそれぞれ4分の1ずつ（2分の1を2人で分ける）となります。

(問19) ▶解答 3

死亡保険金や死亡退職金を受け取ったときは、それぞれについて、次の限度額までは非課税となります。

非課税限度額=(ア：500万円)×(イ：法定相続人)の数

(問20) ▶解答 2

35歳の長岡さんは父・祖父・祖母の3人から贈与を受けています。このような直系尊属から18歳以上の者(子・孫など)への贈与は、「特例贈与財産」であり、特例税率を用いて贈与税を計算します。なお、暦年課税の贈与税の基礎控除は贈与者の人数にかかわらず、1年間に110万円です。したがって、資料の速算表により、

贈与税=(180万円+50万円+200万円-110万円)×15%-10万円=38万円